

5 年 保 存  
平成32年12月31日満了

F N o . - 53010106

崎機（庶）第332号

平成27年7月28日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察儀じょう隊設置運用要綱の制定について（通達）

長崎県警察儀じょう隊については、「長崎県警察儀じょう隊運用要綱の制定について（通達）」（平成15年12月25日付け崎機第352号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添の要綱を定め、平成27年7月28日から施行することとしたので、通達する。

なお、旧通達は、同月27日限りで廃止する。

## 別添

### 長崎県警察儀じょう隊設置運用要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、長崎県警察儀じょう隊（以下「儀じょう隊」という。）の設置、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置

- (1) 警備部機動隊（以下「機動隊」という。）に、儀じょう隊を置く。
- (2) 儀じょう隊の編成は、次の表のとおりとする。

班 別	隊 長	分隊長	隊 員	小 計	合計
第 1 班	警部補 1 人	巡查部長 1 人	巡查 6 人	8 人	16人
第 2 班	警部補 1 人	巡查部長 1 人	巡查 6 人	8 人	

#### 3 任務

儀じょう隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長が主催する儀式、式典等における儀じょう
- (2) その他本部長が必要と認める場合における儀じょう

#### 4 隊員等の指定

- (1) 儀じょう隊の隊長、分隊長及び隊員は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）が、機動隊に所属する警察官の中から指定するものとする。
- (2) 機動隊長は、儀じょう隊編成表（別記様式第 1 号）を備え付け、(1)による指定の状況を管理するものとする。

#### 5 派遣要請

- (1) 所属長は、儀じょう隊の派遣を受けることが必要であると認めるときは、儀じょう隊派遣要請書（別記様式第 2 号）により、機動隊長を経由して長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。
- (2) 本部長は、(1)による要請があった場合において、当該要請に係る儀じょう隊の派遣を必要と認めるときは、機動隊長に対し、当該派遣を命ずるものとする。

#### 6 教養及び訓練

機動隊長は、定期的に教養及び訓練を実施し、儀じょう隊の練度を高めるものとする。

#### 7 事務

儀じょう隊の運用に関する事務は、機動隊において処理するものとする。

別記様式 省略